

相模原45人殺傷 死刑

植松被告の責任能力認定

横浜地裁判決 障害者施設襲撃

相模原市の知的障害者施設「津久井やまゆり園」で二〇一六年七月、入所者ら四十五人が殺傷された事件の裁判員裁判で、横浜地裁（青沼潔裁判長）は十六日、殺人罪などに問われた元職員植松聖被告（三〇）に求刑通り死刑判決を言い渡した。

障害者が狙われ、十九人も死者を出した事件。判決は、差別的な主張を繰り返した植松被告の事件当時の刑事責任能力を認めた。被告は初公判で起訴内容を認めたが、弁護側は、心神喪失状態で責任能力がなかったとして無罪を主張していた。



植松聖被告＝フェイスブックから

争点となった責任能力について、検察側は「パーソナリティ障害」と判断した精神鑑定結果を引用し、特異な考えは人格の偏りにすぎず、正常心理の範囲内と述べた。大麻の影響も少なく、完全責任能力があったとして死刑を求刑していた。

